

自動車総合共済 MAP 改定のご案内

平素は全日本火災共済協同組合連合会の自動車共済をお引きただき誠にありがとうございます。
 このたび、当会では、令和8年7月1日以降共済始期のご契約より自動車共済の改定を実施いたします。
 主な改定内容を次のとおりご案内いたしますので、ご一読のうえ、改定についてご理解賜りますようお願いいたします。
 今後とも変わらぬご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

I. 共済掛金に関する改定の内容

1 共済掛金水準の見直し

近年の急激な物価上昇に伴う修理費の増加や自然災害の頻発化・激甚化などにより、お支払いする共済金が増加しています。当会においても事業コストの削減等に取り組んでおりますが、今後も組合員である中小企業者等の皆さまに自動車事故による補償を安定してご提供していくため、共済掛金水準の見直しを実施させていただくことといたしました。平均的な共済掛金水準は引上げとなりますが、実際にお客さまにご負担いただく共済掛金は、ご契約内容、等級、特約の付帯状況などにより異なります。

主な要因は次のとおりです。

- 近年の世界的な物価上昇により、自動車部品や修理費などの価格が上昇しています。
- ご契約のお車の修理費を補償する「車両共済」や、相手方の財物への損害賠償等を補償する「対物賠償責任共済」において、お支払いする共済金が増加しています。
- 自動車の高度化（安全装置や電子機器の搭載など）により、修理が長期化・高額化する傾向にあります。
- 近年、大雨などの自然災害によるお車の損害が増加しており、支払共済金の増加につながっています。

2 ご契約の割増引率の改定

(1) ノンフリート等級別割引・割増率の改定

お客さま間の共済掛金負担の公平性を図るため、ノンフリート等級（10 等級、12 等級）の割引率を段階的な割引率とし、無事故で等級が進行した際に割引率が拡大するように改定します。

【改定前】		【改定後】		【変更なし】	
等級	割増引率	等級	割増引率	等級	割増引率
1 等級	+108%	1 等級	+108%	6(S)等級	+3%
2 等級	+63%	2 等級	+63%		
3 等級	+38%	3 等級	+38%		
4 等級	+7%	4 等級	+7%		
5 等級	-2%	5 等級	-2%		
6 等級	-10%	6 等級	-10%		
7 等級	-20%	7 等級	-20%	7(S)等級	-30%
8 等級	-30%	8 等級	-30%		
9 等級	-40%	9 等級	-40%		
10 等級	-40%	10 等級	-42%		
11 等級	-45%	11 等級	-45%		
12 等級	-50%	12 等級	-47%		
13 等級	-50%	13 等級	-50%		
14 等級	-52%	14 等級	-52%		
15 等級	-53%	15 等級	-53%		
16 等級	-56%	16 等級	-56%		
17 等級	-57%	17 等級	-57%		
18 等級	-58%	18 等級	-58%		
19 等級	-59%	19 等級	-59%		
20 等級	-60%	20 等級	-60%		

(2) 新車割引の改定

参考純率改定にあわせ、新車割引の等級区分の見直しを行います。本改定により、「7(S)等級」の区分の割引率は、「上記以外」の区分と同じ割引率になります。

【改定前】

自家用普通乗用車/自家用小型乗用車

経過月数	25か月以内					26～49か月				
	対人	対物	搭傷	車両	人傷	対人	対物	搭傷	車両	人傷
6(S)等級	37%	34%	40%	39%	40%	37%	21%	37%	30%	37%
7(S)等級	15%	14%	25%	17%	25%	15%	14%	18%	17%	18%
上記以外	6%	5%	18%	10%	18%	6%	5%	18%	10%	18%

自家用軽四輪乗用車

経過月数	25か月以内					26～49か月				
	対人	対物	搭傷	車両	人傷	対人	対物	搭傷	車両	人傷
6(S)等級	25%	28%	45%	28%	45%	8%	17%	31%	26%	31%
7(S)等級	10%	12%	25%	9%	25%	1%	12%	25%	9%	25%
上記以外	1%	3%	18%	1%	18%	1%	3%	18%	1%	18%

【改定後】

自家用普通乗用車/自家用小型乗用車

経過月数	25か月以内					26～49か月				
	対人	対物	搭傷	車両	人傷	対人	対物	搭傷	車両	人傷
6(S)等級	37%	34%	40%	39%	40%	37%	21%	37%	30%	37%
上記以外	6%	5%	18%	10%	18%	6%	5%	18%	10%	18%

自家用軽四輪乗用車

経過月数	25か月以内					26～49か月				
	対人	対物	搭傷	車両	人傷	対人	対物	搭傷	車両	人傷
6(S)等級	25%	28%	45%	28%	45%	8%	17%	31%	26%	31%
上記以外	1%	3%	18%	1%	18%	1%	3%	18%	1%	18%

3 特約掛金の見直し

近年、人件費や燃料費の高騰、作業の専門化によりレッカー搬送やバッテリー上がりなどのロードサービスにかかるコストが値上がりしています。また、お車の高度化に伴いレッカー搬送利用やレンタカーの利用日数が増加し、支払共済金が増加しています。今後も安定したロードサービスの提供を維持していくため、ロードアシスタンス特約およびロードアシスタンス代車等諸費用特約について、特約掛金の見直しを行います。

II. 商品に関する改定の内容

1 搭乗者傷害医療共済金日額払特約の取扱い終了

搭乗者傷害医療共済金日額払特約について、令和8年7月1日以降の取扱いを終了し、部位・症状別払へ一本化いたします。本特約が付帯されたご契約の「満期のお知らせ」および「継続契約申込書」は、搭乗者傷害共済の医療共済金は「部位・症状別払」をセットしてご案内させていただきます。

お車を運転される方の範囲に変更はありませんか？

お車を運転される方に応じて、運転者を同居のご家族に限定したり、運転者の年齢条件を設定することができます。設定内容が適切ではない場合、事故にあった際に共済金が支払われなかったり、共済掛金の過払いにつながってしまう場合がありますので、

「運転者家族限定特約」と「運転者年齢条件特約」の設定内容の再確認をお願いします。

- <例> ・父親が使用していた自動車を、免許を取得した同居の娘が主に使用することになった
 ・自動車を運転していた同居の息子が結婚して家を出ることになった

ご確認ください

重要事項説明書、約款およびパンフレットは、全日本火災共済協同組合連合会ホームページよりご確認ください。



※このご案内は、令和8年7月1日実施の「自動車総合共済 MAP」の改定概要を記載したものです。ご不明な点は、取扱組合または取扱代理所までお問合せください。

※ご契約の際には、必ず「重要事項説明書」をお読みください。

●取扱組合

●取扱代理所

長崎県火災共済協同組合

〒850-0031 長崎県長崎市桜町4-1 (長崎商工会館8階)

☎ 095(822)9695 FAX 095(822)9637